

第2章 これからの子ども・若者施策

基本的な柱1 子ども・若者の健全育成活動の推進

1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

子ども・若者が将来社会的に自立して生きていくうえで、他人の人権や価値観を認めて共感し、正しい規範意識のもとで望ましい人間関係を築くことができるようになることは非常に重要なことです。しかしながら、社会や学校現場で起こっているトラブルやいじめ、問題行動については、人間関係の希薄化やゆがみ、規範意識やモラルの低下を起因とする事例が少なくありません。こうした状況を踏まえ、家庭・学校・地域が手を携えて、地域ぐるみで育てていくことが求められています。他人を思いやる心や命を大切にできる心、規範意識など、豊かな心をはぐくむ「心の教育の充実」が必要です。

また、体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。

【施策の基本方針】

○心の教育の充実

子ども・若者が社会生活を営んでいくために必要なマナーやルールを身に付けるため、家庭、学校、地域などが一体となって働きかけを行う「地域ぐるみの教育システムの構築」を推進していきます。また、人権意識の高揚と共生意識の涵養を図るため、国際交流や多様な人々との交流活動、ボランティア活動を通じて、市民性・社会性を身につけ、地域社会へ参画することを支援していきます。

なお、自他の命を大切にするため、命の誕生に感動し生きることのすばらしさを実感できる経験、自然や動植物にふれる体験、平和の尊さを学ぶ取組など、様々な交流や体験の機会を提供していきます。

○健やかな体の育成

子どもの頃から体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付け、社会全体で、いつでも、どこでも、誰もがスポーツに親しむことができる環境整備を図っていきます。

また、心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、食育に関する知識など、学校、家庭、地域との連携のもとに、健康教育の充実と推進を図っていきます。

(2) 社会の変化に対応できる力の養成

変化の激しい社会においては、社会生活を営むための知識とともに、一人ひとりが個性を発揮し、困難な場面や新たな課題に出会っても、それを解決し乗り越えていくような、未来を切り開いていく力が求められています。このために必要となる生きる力は、豊かな心、健やかな体とともに、自ら学び自ら考える力などの確かな学力です。特に読書は、考える力、豊かな感性や情操、幅広い知識などを獲得する上で欠くことのできないものです。

また、望ましい勤労観や職業観を養い、将来の生き方や職業について自覚を促していくことも欠かせません。そこで職場体験活動を始めとして、様々な生き方教育の取組が家庭、学校、地域、事業所、関係機関等の連携のもと、一層進められることが必要です。

【施策の基本方針】

○確かな学力の確立

これからの社会は激しい変化が予想されることから、家庭、学校、地域の連携のもと、自ら主体的に学ぶ力、自ら考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力の育成を図っていくとともに、読書活動の推進に取り組んでいきます。

○時代の変化への対応

新しい時代に迅速に対応していけるよう、家庭、学校、地域の連携のもと、情報教育、国際理解教育、消費者教育、環境教育を推進していきます。

○生き方教育の推進

社会的自立に向けた力をはぐくむため、家庭、学校、地域の連携のもと、キャリア教育を推進していきます。

また、本物をめざす豊橋の食農教育は、健康という側面だけでなく、体験を重要視するこれからの教育の方向としても注目されています。地域の実態に応じた取組を推進していきます。

※キャリア教育…社会の変化に対応していく能力や、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を養い、社会人・職業人として自立していくことができるようにする生き方教育。

※食農教育…食糧を生産する農業の役割や重要性を理解・体験する教育。

(3) 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

他者との交流や様々な本物の体験を積み重ねていくことは、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどをはぐくみます。

地域ボランティアや祭礼などのコミュニティ活動、ボーイスカウトや健民少年団などに代表される社会貢献活動により、他者から感謝され、認められた体験は、自己有用感や自己肯定感を高めることにつながります。また、自然体験を通して、自然への理解や畏敬の念を持ち、心身ともにバランスのとれた豊かな人間性を身に付けていきます。

子ども・若者は、スポーツ活動を通じて、忍耐力やフェアプレイ精神などをはぐくみ、一方、文化活動を通じて、創造力を培い、新たな文化の創造者として、あるいは、伝統文化の継承者としての役割を担っていきます。

国際交流活動は、国際社会の一員であることを認識し、自国の文化や伝統を尊重するとともに、異なる文化に対する理解を深めることができます。

こうしたことから、社会貢献活動、自然体験活動、スポーツ・文化活動、国際交流活動などの推進を図ることが必要です。

【施策の基本方針】

○青少年団体への支援

社会貢献活動、自然体験活動、スポーツ・文化活動、国際交流活動は、子ども会やボーイスカウト・健民少年団などの青少年団体で行われることから、各団体の情報を提供し、加入率の向上にむけ支援していきます。

○地域の健全育成活動の推進

自治会や健全育成会の活動、おやじの会や放課後子ども教室などの地域ボランティアの活動は、社会貢献活動、自然体験活動、スポーツ・文化活動、国際交流活動などでもあり、子ども・若者との多様な交流をうみます。様々な活動を支援するための環境づくりを進め、活動への参加を促進していきます。

2 子ども・若者とともに育ち合う地域社会づくりの推進

(1) 家庭の教育力の向上

基本的な生活習慣が身に付いていない、また社会適応能力に乏しい子ども・若者の問題、いじめや非行などの問題の背景として、家庭の教育力の低下が指摘されています。

本市においても、不足しがちな親子のふれあい、ひとり親家庭の増加、子どもの貧困が現状として報告されています(資料P.44参照)。以前には、自己責任・家庭の責任とされていた傾向がありますが、近年、格差社会を背景に、地域社会や国としての問題と捉え始めたところです。家族がともに過ごす時間の大切さや家庭教育の重要性について、社会全体の理解や意識を高めるとともに、子育てを職場や地域社会全体で支えていく取組が求められます。

【施策の基本方針】

○家庭教育への支援

家庭におけるふれあいの充実を図るため、家庭の意義や役割の重要性を伝える啓発活動や「家庭の日」等の運動の推進を図っていきます。また、家庭教育支援のために、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、家庭教育相談を充実していきます。

○地域による子育て支援

子育てに関する不安に適切に対応するため、相談窓口を充実するなど関係機関や地域との連携を強化します。また、子育てを地域全体で支えるため、地域の人材や民生委員・児童委員、学校、心理カウンセラー等との連携を推進し、子育て支援活動を促進していきます。

※家庭の日…昭和30年鹿児島県鶴田町より始まった運動。毎月第3日曜日を家庭の日と定め、家庭でのふれあいを大切にする運動が全国で進められています。本市でもこれに加えて毎年2月を「家庭の日市民運動」強調月間としています。

(2) 地域の教育力の向上

「子どもは、社会を映す鏡」と、よく言われますが、大人が自らの行動を振り返り、子ども・若者に対して模範を示すことが大切です。

学校教育は様々な問題を抱え、学校だけでは対応しきれない時代に入っています。地域においては、コミュニケーションや人間関係の希薄化に伴い、住民同士がつながりを失い、その活力が低下しているとの指摘もなされています。こうした状況のなか、本市においては、学校を核とした「地域ぐるみの教育システムの構築」を目指してきました。

さらにこのシステムの構築を目指すため、「地域力を生かした学校支援」、「学校力を生かした地域づくり」、「地域住民の学校運営への参画の促進」の3つの観点から、地域と学校が支えあうことが求められています。

学校においては、児童生徒による地域貢献を位置づけ、児童生徒が地域活動に参画し活躍できるよう、「地域との橋渡し」が望まれます。

地域においては、小中学生や若い世代の地域活動への参画を、地域ぐるみの育成活動ととらえ、子ども・若者ととともに歩む地域づくりの一環として取り組むことが期待されます。

本市においては、健全育成会や子ども会、放課後子ども教室や地域いきいき子育て促進事業、子どもの登下校の安全を見守る活動など、地域住民が主体となった児童の健全育成事業や、青少年団体による多種多様な活動が地域において展開されています。今後もこうした地域住民による青少年への健全育成活動がより活性化され、参加者の拡大も図られるよう、親への働きかけが必要となります。

【施策の基本方針】

○学校と地域との連携

各校区で推進している「地域教育ボランティア制度」は、そのシステムとしての機能が期待されるもので、様々な世代や立場の地域住民が参画し、従来の地域の青少年団体等とのネットワークの構築や連携を図る中で、地域力の向上を図っていきます。

○子ども・若者の育成活動の促進と交流を促す情報提供

子ども・若者の育成活動を活発に展開するため、子ども会などの育成団体の自主性を尊重しつつ、活動に対する支援や、団体相互の連携強化を図っていきます。

さらに、地域における多様な活動に参画を促すための情報収集及び情報提供を行っていきます。

○体験活動の促進

地域いきいき子育て促進事業や放課後子ども教室の活用により、子どもたちに適切な遊

びや生活の場を確保したり、地域の人々とふれあいながら、学習、スポーツ・文化活動に取り組むことができる機会を提供していきます。

また、自然体験活動を行うことのできる青少年教育施設や野外活動施設等の講座を開設することにより、子ども・若者に交流の場を提供していきます。



(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

携帯電話等の急速な普及に伴い、未成年者がインターネット上の有害サイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。フィルタリングの普及促進により有害環境対策を図るとともに、子ども・若者の判断力を向上させる教育や保護者の理解を深める啓発等、地域社会が一体となって子ども・若者を保護、育成する環境づくりを推進することが重要です。加えて、子ども・若者が犯罪や交通事故に巻き込まれないように、地域ぐるみで安全確保に努めていくことが必要です。

また、児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼします。虐待を受けている児童を早期に発見して適切な保護を行い、自立に向けた支援をしていくことが重要ですが、その他の要保護児童に対しても、適切な養護体制が求められています。

【施策の基本方針】

○インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

青少年（18歳未満の者）のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を図るため、啓発活動を行っていきます。また、サイバー犯罪による被害の防止を図るため、インターネットの安全・安心利用に関する講習会などを開催し、青少年や保護者への啓発活動を進めていきます。

○有害環境対策の推進

少年愛護センターを中心とした地域合同補導など、警察と連携した有害環境対策に向けた取組を着実に進めていきます。

○薬物乱用等の防止対策の推進

防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室の開催や啓発の強化を図っていきます。また、NPOなどの市民団体との協働により、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進していきます。

○地域防犯活動の推進

子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、防犯教育を強化するとともに、安全・安心に関わる情報配信をするなど、学校、地域、警察などが一体となって、犯罪から守るための体制の整備、充実に努めていきます。

○交通事故防止活動の推進

子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全思想の普及の徹底を図っていきます。

人命尊重の理念のもとに市民一人ひとりが交通ルールを理解した上で交通安全意識と交通マナーを高め、安全で快適な交通社会の実現をめざすとともに、交通事故による犠牲者をなお一層減らすことをめざします。

○要保護児童等への支援の充実

児童相談所と協力するとともに、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会を中心に、関係機関が連携して、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応、児童虐待を受けた児童の適切な保護及び自立支援を図っていきます。

○自殺対策

地域における心の健康づくりや相談体制の充実を図るとともに、学校教育において、命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する教育を実践していきます。また、自殺対策を推進するため、豊橋市自殺予防対策協議会や相談事業等の充実を図っていきます。



基本的な柱 2 自立に困難を抱える若者への支援の充実

1 困難な状況への支援の充実

(1) 障害のある子ども・若者への支援

障害のある子ども・若者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、社会全体が障害者の人権を尊重し、共生できる社会の実現をめざす必要があります。

【施策の基本方針】

○療育・教育に関する支援

障害の早期発見・療育を行うため、障害や障害の疑いのある児童またはその家族に対し、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、相談、診療、訓練などを行う包括的な療育支援体制の充実を図ります。

○雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化

障害のある若者が、自立し社会参加できるように、就労支援、社会適応訓練、コミュニケーション支援、外出のための移動支援や在宅者への相談支援などの様々なサービスを提供していきます。

就労支援については、福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、各種のサービス事業を実施するとともに、関係機関との一層の連携を図り、就労支援のネットワークづくりを強化します。

○発達障害のある子ども・若者への支援

発達障害のある子ども・若者に対しては、早期に、医療、保健、福祉、教育及び労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行っていきます。

本市では療育支援の拠点施設「こども発達センター」を中心に、障害児・その疑いのある児童・家族をサポートします。こども発達センターは、保健所・保健センターや療育関係機関等と連携し、「障害の早期発見・早期療育」、「障害児のいる家庭への支援」、「療育関係機関との連携促進」、「地域における療育の技術力向上」のコンセプトのもと療育事業を進めていきます。

○自立と共生の地域社会づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害や障害の疑いのある方に対しての市民の理解の促進を図っていきます。

(2) 少年非行の防止

本市の非行や不良行為の補導総件数は、平成 12 年に比べ平成 21 年は、約 1.5 倍増加しています。刑法犯少年では、窃盗犯である万引きの増加が目立っています(資料 P. 35 参照)。万引きに関しては、罪の意識がなく「ゲーム感覚」で犯しているケースが多いことが警視庁の調査等でも指摘されています。万引きは本格的な非行に深化していく危険性が高い非行とも言われ、その防止を図るためには、店舗等とも連携を強めながら家庭、学校、地域一体となった取組が必要です。

24 時間営業や深夜営業の店舗が増加する等、この 10 年間の社会情勢の変化を背景として、午後 11 時以降の「深夜はいかい」による補導が著しく増加し、平成 12 年に比べ平成 21 年は、12 倍の増加となっています(資料 P. 36 参照)。深夜外出が非行の温床となる危険性を広く社会に周知させていく必要があります。

少年の問題行動を早期に発見して、適切な支援をしていくことが、少年非行の防止に重要であることから、地域、学校、警察等関係機関が一体となって街頭補導活動や相談活動を実施していくことが大切です。

また、非行を犯してしまった少年を立ち直らせ、再び非行を犯させないように、少年の状況やその取り巻く環境に応じた立ち直り支援の取組が求められています。

【施策の基本方針】

○非行防止活動等の充実

少年愛護センターを中心に、地域、学校、警察等関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導活動、相談活動、非行防止教室等を行い、少年が非行に走る前の問題行動の段階で、必要な注意、助言、指導等を行うことにより、非行の防止を図っていきます。

○非行防止のための啓発活動の推進

少年の健やかな育成・非行防止についての気運を盛り上げるための啓発活動を積極的に展開していきます。

○立ち直り支援活動の充実

非行を犯してしまった少年の立ち直りを図るため、関係機関や保護司等と連携し、適切な処遇を推進していきます。

(3) いじめ等の問題行動、不登校への対応

「いじめを見逃さない・許さない」といった子どもの人権に関わる意識の啓発指導の強化とともに、「いじめ」が発生しても被害者の子どもが孤立せず、深刻な事態にならないよう、迅速な対応と相談できる機会を増やす等の取組が欠かせません。

現在、小中学校では様々な支援の取組が展開され、一定の効果も出てきてはいますが、問題は義務教育終了と同時にそれまで受けていた支援が途切れてしまうことです。高校進学後に再び不登校や中途退学をしてしまったり、ひきこもりになったりするケースがあり、義務教育終了後も不登校経験者が社会的接点を失わず継続的な支援を受けられる体制づくりが必要です。

児童生徒の問題行動や不登校の原因・背景については、家庭におけるしつけの問題や人間関係の希薄化、児童生徒を取り巻く厳しい社会環境など、様々な要因が複雑にからみあっています。その対応には、家庭、学校、地域、関係機関が緊密に連携を図り、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

【施策の基本方針】

○相談・指導体制の充実

いじめ等の問題行動や不登校の背景には、児童生徒が家庭や学校生活の中で様々な悩みや不安を抱えていることが多いため、児童生徒のケアについて、心理カウンセラーの配置など、教育相談体制の充実を図っていきます。また、教師と児童生徒との信頼関係を築きつつ、きめ細やかな指導による問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応を図っていきます。

○義務教育終了後の継続的な支援

各学校と「子ども・若者総合相談窓口」「とよはし若者サポートステーション」が連携し、中学校卒業時、高校中途退学時にも、社会的接点を失わず継続的な支援を受けられる体制づくりを図っていきます。

※若者サポートステーション…若年無業者を職業的自立へ促すため開設された若者の支援機関。厚生労働省から委託を受けた団体が相談支援、職業意識啓発コーディネート事業などを行っています。

(4) ひきこもりに対する支援

内閣府が平成 22 年 7 月 23 日に発表した初めての全国実態調査の結果では、家や自室に閉じこもって外に出ない若者「ひきこもり」が、全国で 70 万人に上ると推計されています。さらには、そのような状況が長期化、高年齢化していると指摘されています。

この調査結果で、ひきこもりとなったきっかけは、「職場になじめなかった」(23.7%)と「就職活動がうまくいかなかった」(20.3%)を合わせると 44.0%となり、仕事や就職に関するものが多く、「病気」(23.7%)と「人間関係がうまくいかなかった」(11.9%)が続いています。「不登校(小学校・中学校・高校)」(11.9%)や「大学になじめなかった」(6.8%)は、合計しても 18.7%にとどまっていました。

ひきこもり問題の解決は、生活支援・就労支援・教育支援など、多面的で包括的な対策を必要としており、本人や家族だけの努力には限界があります。個々の抱える問題が複雑多岐で、なかには発達障害や精神疾患を抱えているケースもあり、一人ひとりに応じた支援や対応が求められています。

【施策の基本方針】

○多面的で包括的な支援

教育、医療、保健、福祉、就労などの関係機関、民間支援団体が連携する「豊橋市子ども・若者支援地域協議会」での包括的な支援を行っていきます。

「子ども・若者総合相談窓口」を中心に、関係機関が連携し、NPOを活用した居場所・宿泊訓練や就労支援といった自立に向けた誘導・支援を行っていきます。

また、保健所・保健センターでは、思春期の若者やその家族を対象に、ひきこもりや摂食障害などの心の問題について相談を行っていきます。さらに、ひきこもりで悩んでいる家族を対象に、つどいを開催し、交流していきます。また、ひきこもりに関心のある市民を対象に講演会を行っていきます。

※ひきこもり…「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」と定義

なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としている。

※NPO…社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの民間の非営利活動団体のこと。

（５）ニート（若年無業者）・フリーターに対する支援

厳しい経済状況が続くなか、雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者などの急激な増加に加え、失業期間の長期化が大きな社会問題となっています。また、社会経済情勢の変化や厳しい雇用環境のもと、ニートやフリーターなど、若者の社会的自立の遅れも問題となっています。

社会的自立の遅れは、不安定な生活状態が将来的に続くおそれを高めることとなります。社会全体にとっても、社会保障費の増加、少子化の進行、重要な社会の担い手の損失などが懸念されるところです。

このため、若者が就業し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援することが重要です。

【施策の基本方針】

○就業等に向けた支援

就業環境が厳しさを増している中で、「とよはし若者サポートステーション」において、職業適性診断から職業紹介までの一連の雇用関連サービスをワンストップで提供し、早期安定就業の促進を図っていきます。

また、ニートに対しては、働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、徐々に正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導していきます。

○職場適応と定着化の促進

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然高い状況にあると言われています。このため、「とよはし若者サポートステーション」の相談活動を充実し、就職後の職場定着支援を進めていきます。

○高校との連携

「とよはし若者サポートステーション」と高校が連携し、リーフレット、チラシを配布し、高校生やその保護者等に周知していきます。

また、進路の決まっていない高校中退者等に対して、早期の支援が実施できるように、高校からサポートステーションへの円滑な誘導を行い、必要に応じて自宅等への訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、ニート状態になることの未然防止を図っていきます。

〔6〕外国人の子ども・若者への支援

本市では、平成18年12月に「平和・交流・共生の都市宣言」を行い、「国際協力を通じた平和への貢献」、「交流による国際理解の推進」、「多文化共生社会の実現に向けて」の3つの基本方向に沿ったまちづくりを進めることとしました。平成22年4月現在、外国人市民は約17,400人であり、市民の22人に1人が外国人市民となっていることから、多言語による生活関連情報の提供、相談体制の充実など、外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりに取り組んでいます。

このうち、市立小中学校におけるブラジル・ペルー籍の児童・生徒数は平成20年度より若干減少しましたが、平成12年度の451人に対し、平成21年度は1,001人と約2.2倍となっています。

外国人の子ども・若者は、来日後に公立学校で学習していても、日本語の能力の問題で授業についていけなかったり、家庭の経済状況や親の都合で、学校生活からドロップアウトをしてしまったりする等、様々なハンデを負いやすくなっています。こうした課題は、厳しい雇用環境が続いていることにより、一層深刻化しています。

外国人の子ども・若者が将来の社会を支える存在となることを認識し、教育や就労について支援することが重要です。

【施策の基本方針】

○教育の充実

公立学校におけるバイリンガルの人材の配置等、日本語指導体制を整備するとともに、公立学校における外国人児童生徒に対する適応指導・日本語指導の充実を図り、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

また、就業しながら学べる学習機会の提供ができるよう、市立豊橋高等学校、NPOや関係機関と連携し支援していきます。

○就労への支援

外国人の若者がその能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、NPOや関係機関と連携し、職業能力の向上に向けた取組を推進していきます。

また、市内の労働関係窓口の紹介、適正な職業紹介の機会や労働条件などについての相談の機会を提供し、適正かつ安定した就業の促進を図っていきます。

2 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実

各相談機関で受け付けている子ども・若者や保護者からの相談内容は、複雑・多様化してきており、こうした相談に的確に対応し、支援していくためには、縦割りの対応だけでは難しいことから、関係者・関係機関との連携を一層深めていく必要があります。

本市では、平成22年11月に「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、子ども・若者一人ひとりに寄り添い、その抱える問題の解決に向けた包括的、継続的な対応ができるように整備をしてきました。

さらに、この協議会が機能し、効果的な支援がされることが求められています。

【施策の基本方針】

○困難を抱える子ども・若者に対する包括的な支援

青少年センター内に「子ども・若者総合相談窓口」を設置し、相談・支援体制の整備を進めていきます。

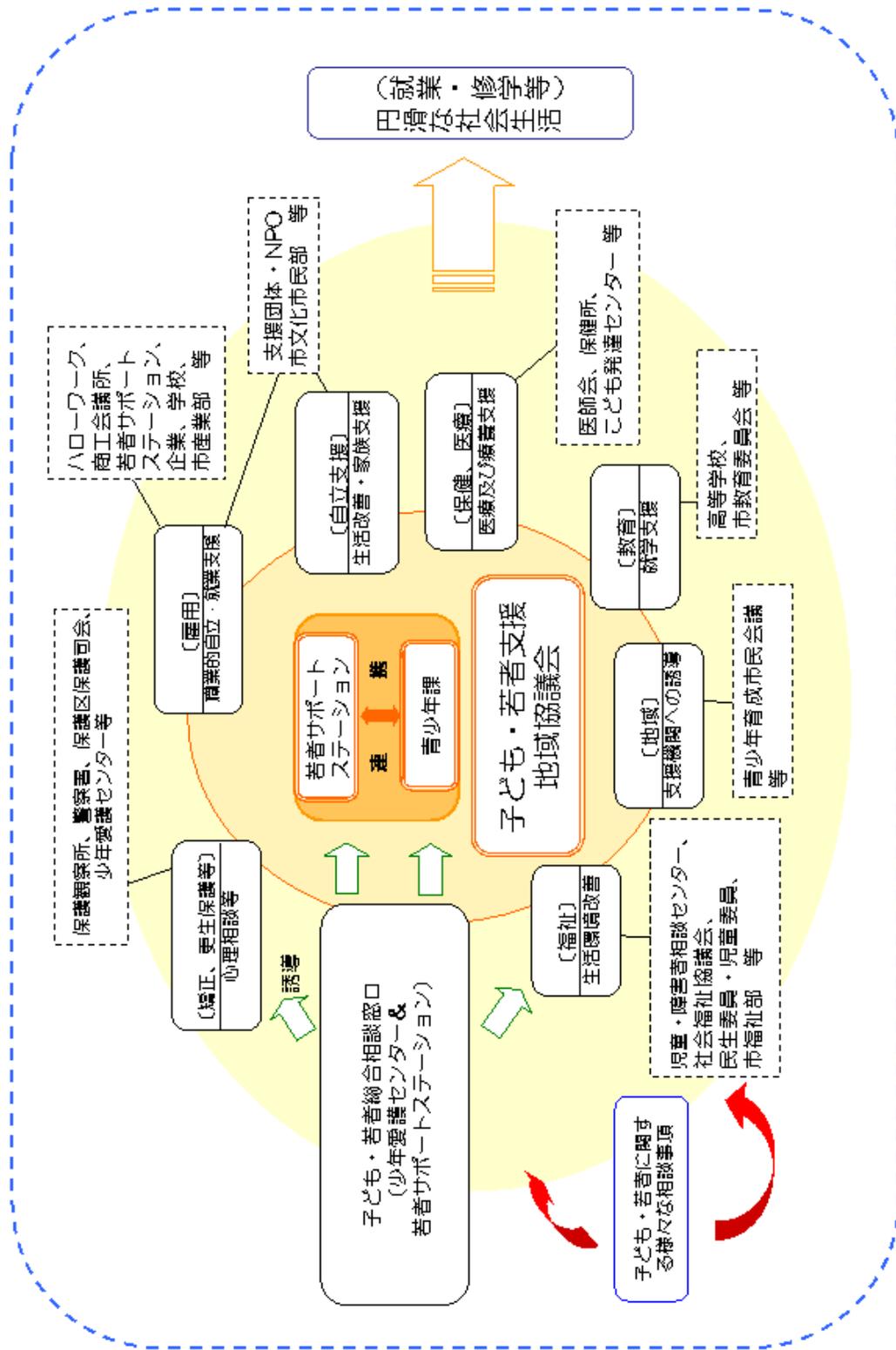
「子ども・若者総合相談窓口」では、相談を受け、支援計画を作り、必要に応じて関係機関に支援を依頼し、就労・就学に結びつくような対応に努めていきます。

困難を抱える子ども・若者への支援が効果的に実施されるためには、早期発見・早期対応が必要になります。このため、高等学校との連携を深めたり、ユースアドバイザー養成講習会を通じ、地域での早期発見・早期相談への誘導ができるように整備を進めていきます。

※ユースアドバイザー…ニートやひきこもりなどの問題を抱える若者に対し、社会的な自立を支援する専門的な相談員のこと。豊橋市では、地域で困難を抱える子ども・若者を早期に発見し、相談などの支援に結びつけことが不可欠と考え、豊橋市独自の「地域コミュニティ」におけるユースアドバイザー」としても養成しています。



豊橋市子ども・若者支援地域協議会の概要図



基本的な柱 3 放課後児童の居場所づくりの推進

1 放課後留守家庭児童の居場所づくりの推進

少子化や核家族化の進行、都市化の進展などにより、地縁的な人と人とのつながりが希薄化し、子どもの遊び場や子ども同士のふれあう機会が減少する中で家庭や地域における子どもの養育機能の低下が指摘されています。

また、児童虐待や不登校、非行やいじめなど複雑な児童問題が増加しており、子育てや家庭教育に対する支援策を充実し、子どもを健やかに育てていくことは市全体としても重要な課題となっています。

こうした中、放課後児童クラブは保護者が仕事などのため、放課後に留守家庭となる児童に対し「遊び及び生活の場」を提供し健全育成を図る事業として大きな役割を担っており、近年、ひとり親や共働き家庭が増加していくのに伴い、その必要性がますます高まっています。

本市の放課後児童クラブは、昭和 50 年代から地域の父母会が運営する民営児童クラブが児童数の多い校区で先行して開設しており、平成 5 年度からは、市が運営主体となり未設置校区などに公営児童クラブを順次開設しています。

今後、保護者のニーズの多様化などを踏まえ、公営・民営とも増加する利用児童への対応、運営の質の向上など、「豊橋市放課後子どもプラン」に基づいた事業の一層の充実が求められています。

【施策の基本方針】

○公営児童クラブの拡充

地域のニーズにより未設置校区への開設や大規模クラブの分割を進め、放課後の遊び及び生活の場づくりを図っていきます。開設時間の延長、高学年や夏休み等の学校長期休業中の利用など、ニーズの多様化については、学校や地域との連携を図る中で対応していきます。

発達障害児や外国人児童など、特別な支援が必要な児童の受入れについては学校や関係機関と連携を図るとともに、補助指導員の加配、専門的な研修の実施などの対応を図っていきます。

○民営児童クラブへの支援の充実

利用希望が多いクラブについては、必要に応じ分割などによる場所の確保を図るとともに、クラブの運営や施設整備への支援を充実します。

指導員に対しては、一般研修や障害児対応などの専門的な研修など、市が実施する研修内容を充実し、資質の向上を図ります。

2 すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりの推進

放課後の子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。少子化、核家族化、都市化に伴い、子どもが集団遊びや自然とのふれあいを通して、自主性・社会性・創造性などを育む機会が少なくなっています。また、放課後の過ごし方も友だちと遊ぶ時間や外遊びが減少する傾向になっており、日頃接する大人は親や学校の教師など、ごくわずかの人に限られてしまっているのが現状です。

このような状況を背景として、平成 19 年度より文部科学省及び厚生労働省の両省連携の下、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」が創設され、本市では放課後児童クラブと合わせ、平成 20 年度より文部科学省所管の放課後子ども教室をモデルとして実施しています。

放課後子ども教室については、すべての小学生を対象に、放課後に地域の参画を得て、学校や校区市民館などを利用し、学習・スポーツ・文化活動・体験交流などを行うもので、地域の実情に沿った放課後対策として、今後も拡充が求められています。

【施策の基本方針】

○ 放課後子ども教室の拡充

地域の実情やニーズにより、地域が主体となり、遊びや地域住民との交流を通して自主性・社会性を養い、地域コミュニティの活性化につながる、放課後子ども教室の拡充を図ります。

また、本市の特徴ある事業として、小規模校区の放課後子ども教室の充実を図るとともに、学習支援を中心とした外国人児童対象の放課後子ども教室を拡充していきます。



基本的な柱 4 **子ども・若者の育成施設の充実**

1 子ども・若者の居場所づくりの充実

子ども・若者が気軽に集まり、安心して活動できる居場所を増やしていくことが大切です。中学生・高校生以上になると、活動範囲が広がりますが、一方では、学校や家庭などに居場所のない生徒の中には、週末や放課後などに非行への誘惑の多い環境で過ごす時間が多くなり、非行やぐ犯行為につながる原因にもなります。

こうしたことから、青少年教育施設や野外活動施設等が子ども・若者の居場所づくりとして有効的に活用されることが望まれます。

【施策の基本方針】

○子ども・若者の居場所づくりの充実

異年齢との交流や体験活動等を促進するための居場所として、青少年教育施設や野外活動施設等の活用を図ります。

○高校生・大学生などの若者の活用促進

高校生や大学生などの若者が、青少年教育施設や野外活動施設等において、サークル活動や交流活動を積極的に行えるよう支援します。



2 体験活動の場の充実

豊かな心をはぐくむためには、他者との交流や様々な本物の体験を積み重ね、自立した個人としての必要な能力、社会性やリーダーシップなどを身に付けることのできる体験活動が大切です。

このため自然体験やボランティア活動を促進する場として、また、体験活動を促進している青少年団体の活動拠点として、子ども・若者の育成施設の充実が必要です。

【施策の基本方針】

○自然体験や集団活動等を促進する施設の充実

子ども・若者たちの自然体験や集団活動を促進するため、体験活動を促進している青少年団体の活動拠点として、青少年教育施設や野外活動施設等の充実を図っていきます。

○子ども・若者関連施設との相互連携の推進

多くの子ども・若者が幅広く利用できるよう、子ども未来館や勤労青少年ホームなどの子ども・若者関連施設との相互連携を推進します。

